

旅客営業規則

近江鉄道株式会社

旅客営業規則

目次

第 1 編 総 則

第 1 条	この規則の目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	用語の意味	2
第 4 条	運賃、料金前払いの原則	3
第 5 条	契約の成立時期及び適用規定	3
第 6 条	輸送等の変更、制限又は停止	4
第 7 条	運行不能の場合の取扱い方	4
第 8 条	キロ程	4
第 9 条	通用期間の起算日と初日の計算	5
第 10 条	乗車券類等に関する証明	5
第 11 条	旅客等の提出する書類	5

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

第 12 条	乗車券類の購求及び所持	6
第 13 条	整理券の所持	6
第 14 条	駅員無配置駅の旅客の取扱い方	6

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

第 15 条	乗車券の種類	7
第 16 条	乗車券類の発売箇所	7
第 17 条	乗車券類の発売範囲	8
第 18 条	乗車券類の発売日	8
第 19 条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	8
第 20 条	割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合	9

第 2 節 普通券の発売

第 21 条	普通券の発売	9
第 22 条	企画券の発売	9

第 3 節 定期券の発売

第 23 条	通勤定期券の発売	10
第 24 条	通学定期券の発売	10
第 25 条	通学証明書発行の監査	11
第 26 条	通学証明書の不正発行に対する取扱い	11
第 27 条	定期券購入済乗車票の取扱い	11

第 4 節 回数券の発売

第 28 条	回数券の発売	12
--------	--------	----

第 5 節 団体券の発売

第 29 条	団体券の発売	12
第 30 条	団体乗車の申込み	13

第 31 条	団体乗車の引受け	14
第 32 条	団体乗車申込人数等の変更	14
第 33 条	責任人員	14
第 34 条	団体乗車に対する保証金	14
第 35 条	一部区間不乗の団体券の発売	15

第 6 節 貸切券の発売

第 36 条	貸切券の発売	15
第 37 条	貸切乗車の申込み	16
第 38 条	貸切乗車の引受け	16
第 39 条	貸切乗車に対する保証金	16

第 7 節 特殊割引券の発売

第 40 条	被救護者割引普通券の発売	16
第 41 条	被救護者割引証	17
第 42 条	特定の被救護者割引定期券の発売	17
第 43 条	通学用割引回数券の発売	18
第 44 条	通学用割引回数券の割引証	18
第 45 条	身体障害者割引券、知的障害者割引券 及び精神障害者割引券の発売	18

第 8 節 連絡乗車券の発売

第 46 条	連絡乗車券の発売	19
--------	----------	----

第 9 節 乗車券購求時の申込書等

第 47 条	乗車券購求時の申込書及び割引証の様式	20
--------	--------------------	----

第 3 章 旅客運賃、料金

第 1 節 通 則

第 48 条	旅客運賃、計算上の区間等	29
第 49 条	旅客の区分及び旅客運賃の收受方	29
第 50 条	小児の旅客運賃	29
第 51 条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	30

第 2 節 普通旅客運賃

第 52 条	大人片道普通旅客運賃	30
第 53 条	往復乗車の場合の普通旅客運賃	30
第 54 条	臨時特殊割引	30

第 3 節 定期旅客運賃

第 55 条	大人定期旅客運賃	30
--------	----------	----

第 4 節 回数旅客運賃

第 56 条	回数旅客運賃	31
--------	--------	----

第 5 節 団体旅客運賃

第 57 条	団体旅客運賃	31
第 58 条	団体旅客運賃の計算方	32
第 59 条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合に 收受する旅客運賃	32

第 6 節 貸切旅客運賃

第 60 条	貸切旅客運賃	33
--------	--------	----

第 61 条	定員超過の場合の貸切旅客運賃	33
--------	----------------	----

第 7 節 特殊割引旅客運賃

第 62 条	被救護者割引普通旅客運賃	33
--------	--------------	----

第 63 条	特定被救護者割引定期旅客運賃	33
--------	----------------	----

第 64 条	通学用割引回数旅客運賃	34
--------	-------------	----

第 65 条	身体障害者、知的障害者 及び精神障害者割引旅客運賃	34
--------	------------------------------	----

第 66 条	往復乗車の場合の割引旅客運賃	34
--------	----------------	----

第 8 節 その他の料金

第 67 条	車両の留置料	34
--------	--------	----

第 68 条	貸切扱い取消しの場合の回送料	34
--------	----------------	----

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通 則

第 69 条	乗車券類の使用条件	35
--------	-----------	----

第 70 条	効力の特例	35
--------	-------	----

第 71 条	券面表示事項が不明となった乗車券類	36
--------	-------------------	----

第 72 条	不乗区間に対する取扱い	36
--------	-------------	----

第 73 条	効力のない乗車券類を使用しようとした場合の取扱い方	36
--------	---------------------------	----

第 2 節 乗車券の効力

第 74 条	通用期間	36
--------	------	----

第 75 条	通用期間経過後の継続乗車	37
--------	--------------	----

第 76 条	途中下車	37
--------	------	----

第 77 条	削除	
--------	----	--

第 78 条	削除	
第 79 条	改氏名の場合の定期券の書替え	38
第 80 条	乗車券が前途無効となる場合	38
第 81 条	定期券以外の乗車券が無効となる場合	39
第 82 条	定期券が無効となる場合	40
第 83 条	表紙から切離された回数券の券片等の効力	41
第 84 条	通学定期券の効力	41
第 85 条	学生用割引券等の効力	43

第 5 章 乗車券類の様式

第 1 節 通 則

第 86 条	乗車券類の表示事項	46
第 87 条	この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等	46
第 88 条	字模様の印刷	47
第 89 条	乗車券類の駅名等の表示方	47
第 90 条	旅客運賃、料金の割引等に関する表示	48

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通券の様式

第 91 条	削除
第 92 条	削除
第 93 条	削除
第 94 条	削除

第 2 款 定期券の様式

第 95 条	補充定期券の様式	51
第 96 条	定期券発行機用定期券の様式	52

第 3 款 回数券の様式

第 97 条	削除	
第 98 条	補充普通回数券の様式	53

第 4 款 団体券の様式

第 99 条	団体券の様式	54
--------	--------	----

第 5 款 貸切券の様式

第 100 条	貸切券の様式	56
---------	--------	----

第 3 節 特別補充券の様式

第 101 条	特別補充券の発行	57
第 102 条	特別補充券の様式	57

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

第 103 条	乗車券類の改札	59
第 104 条	乗車券類の引渡し	59

第 2 節 乗車券の改札及び引渡し

第 105 条	普通券の改札及び引渡し	59
第 106 条	定期券の改札及び引渡し	60
第 107 条	回数券の改札及び引渡し	60
第 108 条	団体券及び貸切券の改札及び引渡し	60
第 109 条	整理券の引渡し	60

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

- 第 110 条 乗車変更等の取扱い箇所 61
- 第 111 条 払戻請求権行使の期限 61
- 第 112 条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃、
料金の收受又は払戻しをする場合の既収額 . . . 61

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 1 款 通 則

- 第 113 条 乗車変更の種類 62
- 第 114 条 乗車変更の取扱い範囲 62
- 第 115 条 特殊割引券を所持するお客さまに対する
乗車変更の取扱い制限 62
- 第 116 条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止 62
- 第 117 条 別途乗車 63

第 2 款 乗 越 し

- 第 118 条 乗越し 63
- 第 119 条 回数券の乗越し 64

第 3 款 方 向 変 更

- 第 120 条 方向変更 64

第 4 款 団 体 券 の 変 更

- 第 121 条 団体券の行程変更 64

第 3 節 お客さまの特殊取扱い

第 1 款 通 則

- 第 122 条 旅客運賃、料金の払戻しに伴う割引証等の返還 65

第 123 条	乗車変更の手数料の払戻し	65
第 124 条	旅客運賃の払戻しをしない場合	65
第 2 款 無 札		
第 125 条	無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受	66
第 126 条	定期券不正使用に対する旅客運賃、増運賃の収受	67
第 127 条	無札旅客の乗車駅不明の場合	69
第 3 款 紛 失		
第 128 条	乗車券類紛失の場合の取扱い方	69
第 129 条	再収受した旅客運賃、料金の払戻し	70
第 130 条	団体券及び貸切券紛失の場合の取扱い方	70
第 131 条	乗車駅証明書又は整理券紛失の場合の取扱い方	70
第 4 款 任意による旅行の取りやめ		
第 132 条	旅行開始前の旅客運賃の払戻し	70
第 133 条	使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払戻し	71
第 134 条	旅行開始前の団体旅客運賃、貸切旅客運賃の払戻し	71
第 135 条	旅行開始後の旅客運賃の払戻し	72
第 136 条	継続乗車中の旅客に対する旅客運賃の 払戻しをしない場合	72
第 137 条	不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合	72
第 138 条	定期券使用開始後の旅客運賃の払戻し	72
第 139 条	回数券使用開始後の旅客運賃の払戻し	73
第 140 条	旅行中止による通用期間の延長 及び旅客運賃の払い戻し	73
第 141 条	傷い、疾病等の場合の証明	74
第 142 条	通用期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例	74

第 5 款 運行不能及び遅延

第 143 条	列車の運行不能又は遅延の場合の取扱い方	75
第 144 条	旅行中止による割引旅客運賃の払戻し	75
第 145 条	乗車券通用期間延長の取扱い方	76
第 146 条	無賃送還の取扱い方	76
第 147 条	運行不能の場合の旅客運賃の払戻し駅	77
第 148 条	運行不能区間の旅客運賃の払戻し	77
第 149 条	運行休止の場合の通用期間の延長又は 旅客運賃の払戻し	77

第 6 款 誤乗及び誤購求

第 150 条	誤乗区間の無賃送還	78
第 151 条	誤乗区間無賃送還の取扱い方	78
第 152 条	乗車券誤購求の場合の取扱い方	79

第 8 章 入 場 券

第 153 条	入場券の発売	80
第 154 条	入場券の料金	80
第 155 条	入場券の効力	80
第 156 条	入場券が無効となる場合	80
第 157 条	削除	
第 158 条	入場券の改札及び引渡し	81
第 159 条	無札入場者	81
第 160 条	入場料金の払戻し	81

第 9 章 手 回 り 品

第 161 条	手回り品及び持込禁制品	82
---------	-------------	----

第 162 条	無料手回り品	83
第 163 条	有料手回り品及び手回り品料金	84
第 164 条	手回り品切符	84
第 165 条	手回り品切符の使用条件	85
第 166 条	持込禁制品又は制限外手回り品を持込んだ場合の処置	85
第 167 条	旅客輸送の伴わない物品を持込んだ場合の処置	86
第 168 条	手回り品の保管	86

別 表 危険品一覧表

旅客営業規則

最終改定 令和8年3月1日

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、近江鉄道株式会社（以下「当社」という。）線の旅客の輸送及びこれに付帯する事業（以下「旅客輸送等」という。）について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 旅客輸送等については、別に定める場合を除いてこの規則及び他社との連絡運輸に関する「連絡運輸取扱規程」による。

2 旅客及び手回り品の輸送等の契約を行う場合は、旅客はこの規則又はその輸送等について当社が定めた事項を全て承認したものとみなす。

【細則 第1条】

(用語の意味)

第 3 条 この規則における主な用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 当社線とは、次の区間をいう。

本 線 (米 原 ～ 貴 生 川 間)

八日市線 (八 日 市 ～ 近江八幡 間)

多 賀 線 (高 宮 ～ 多賀大社前 間)

(2) 「駅」とは、旅客の乗降の取り扱いをするために設けられた場所をいう。

(3) 「乗車券類」とは、乗車券、有料手回り品切符及び入場券をいう。

(4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場すること又は整理券を所持して乗車することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、乗車すること又は整理券を所持して乗車することをいう。

(5) 「整理券」とは、車掌省略列車（以下「ワンマンカー」という。）または駅において、旅客が乗車の際受け取る乗車駅証明券をいう。

(6) 「危険品」とは、「鉄道技術上の基準を定める省令」（平成 13 年国土交通省令第 151 号）第 2 条に定めるもので、かつ、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 20 条第 2 項の規定を受けないものをいい、これを別表に掲げる。

(消費税等課税の運賃、料金)

第 3 条の 2 この規則に規定する運賃、料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃、料金前払いの原則)

第 4 条 旅客輸送等の契約を行おうとする場合、旅客等は所定の運賃及び料金を前払いする。ただし、当社において特に定めた場合は、後払いとすることができる。

2 旅客等は、前項の規定にかかわらず、当社において特に認めたクレジットカードをもって支払うことができる。

3 当社線内において共通利用が可能な I C カード乗車券を所持する旅客については、別に定める I C カード乗車券取扱規則に定めるところによる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第 5 条 旅客輸送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、所定の運賃、料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票類の交付を受けたときに成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限りすべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客輸送等の契約条件の変更)

第 5 条の 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社の裁量により旅客輸送等の契約条件を変更することができる。

(1) 旅客輸送等の契約条件の変更が、旅客の利益に適合するとき。

(2) 旅客輸送等の契約条件の変更が、この規則の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項による変更にあたり、変更後の効力発生日までに、あらかじめ旅客輸送等の契約条件を変更する旨および変更後の内容とその効力発生日を当社のホームページへの掲載、その他適切な方法で周知するものとする。

3 旅客輸送等の契約条件の変更後の効力発生日以降に旅客が当社線を利用したときは、旅客はこの変更に同意したものとする。

(輸送等の変更、制限又は停止)

第 6 条 旅客輸送等の円滑な遂行を確保するため、当社は必要に応じ次の各号に掲げる変更、制限又は停止をすることがある。

(1) 乗車券類の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の変更、制限及び発売の停止。

(2) 乗車区間、乗車方法、入場方法又は乗車する列車等の変更、制限。

(3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間又は持込列車等の変更、制限。

2 当社は、前項の変更、制限又は停止をする場合は、あらかじめその旨を関係各所に掲示するものとする。

【細則 第 4 条】

(運行不能の場合の取扱い方)

第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着又は通過となる旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 区間内に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、バス又はその他の方法によって連絡の措置をしてその旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして取扱いをする。

【細則 第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 14 条】

(キロ程)

第 8 条 旅客の輸送条件をキロメートルをもって定める場合は、発着区間の営業キロ程による。この場合、1 キロ未満の数はこれを1 キロに切上げる。

(通用期間の起算日と初日の計算)

第 9 条 通用期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず1 日として計算し、かつ、乗車券を発売した当日から起算する。ただし、通用期間を指定して発売したものは通用期間の初日から起算するものとする。

【細則 第 8 条】

(乗車券類等に関する証明)

第 10 条 乗車券類等、旅客輸送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、その証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押すものとする。

(旅客等の提出する書類)

第 11 条 旅客輸送等の契約に関して旅客が提出する書類は、ボールペン等容易に消去できない筆記具でもって記載することとする。また特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等が前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に対応の証印を押すものとする

第 2 編 旅 客 営 業

第 1 章 通 則

(乗車券類の購求及び所持)

- 第 12 条** 列車に乗車する旅客は、その列車に有効な乗車券を購求し、これを所持しなければならない。
- 2** 駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購求しないで乗車する旅客は、降車時に所定の運賃を支払うものとする。ただし、駅員無配置駅では係員の指示によるものとする。
- 3** 係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車する旅客は、係員より乗車駅証明書を受け取り、乗車中所持しなければならない。

(整理券の所持)

- 第 13 条** 駅員無配置駅から乗車する旅客は、乗車券所持の有無（団体乗車券を除く。）にかかわらず、乗車の際に整理券発行機から整理券を取り、乗車中所持しなければならない。
- 2** 前項の整理券及び第 12 条 3 項前項の乗車駅証明書は、降車の際乗車券又は運賃とともに列車備付けの運賃箱に納入するものとする。ただし、駅員配置駅では係員の指示によるものとする。

(駅員無配置駅の旅客の取扱い方)

- 第 14 条** 駅員無配置駅において乗車又は降車する旅客の取り扱いは、列車の乗務員が行うものとする。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券の種類)

第15条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 (以下「普通券」という。)
片道乗車券 (以下「片道券」という。)
往復乗車券 (以下「往復券」という。)
- (2) 定期乗車券 (以下「定期券」という。)
通勤定期乗車券 (以下「通勤定期券」という。)
通学定期乗車券 (以下「通学定期券」という。)
- (3) 回数乗車券 (以下「回数券」という。)
普通回数乗車券 (以下「普通回数券」という。)
- (4) 団体乗車券 (以下「団体券」という。)
- (5) 貸切乗車券 (以下「貸切券」という。)
- (6) 特殊割引乗車券 (以下「特殊割引券」という。)
- (7) 企画乗車券 (以下「企画券」という。)

(乗車券類の発売箇所)

第16条 乗車券類は、別に定める場合を除いて駅において発売する。ただし、駅員無配置駅よりの乗車券にあつては駅員配置駅において発売する。

2 乗車券類は、第1項に規定するほか、当社の定める乗車券販売所または乗車券の発売を委託した箇所(スマートフォン用アプリケーション等電磁的発売経路を含む)において発売することがある。

【細則 第15条、第16条】

(払戻し等について特約をした乗車券の発売)

第 16 条 の 2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払戻し、乗車変更の取り扱いについて、特別の約束をして乗車券を発売することがある。

(乗車券類の発売範囲)

第 17 条 乗車券類は、原則として発売駅から有効なものを発売する。ただし、定期券、回数券、団体券及び貸切券を発売する場合並びに特殊な乗車券を発売する場合を除く。

第 17 条 の 2 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第 7 条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(乗車券類の発売日)

第 18 条 乗車券類は、別に定めるものを除いて発売当日から通用開始となるものを発売する。

【細則 第 17 条】

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 19 条 第 40 条の規定による割引普通券、第 41 条の規定による旅客運賃割引証又は第 24 条の規定による通学定期券若しくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、或いは使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。

【細則 第 18 条】

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 20 条 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項を塗消し又は改変したものを使用したとき。
- (3) 通用期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 通用期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通券の発売

(普通券の発売)

第 21 条 普通券は次の各号によって発売する。

(1) 片道券

旅客が普通旅客運賃によって連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。

(2) 往復券

旅客が片道券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間又は運賃が異なるものを除く。

(企画券の発売)

第 22 条 当社が特に必要と認める場合は、旅行目的、割引を受ける者の

資格、通用期間、割引区間若しくは割引証票等を特定するか又は季節により旅行目的地を特定して企画券を発売することがある。

第3節 定期券の発売

(通勤定期券の発売)

第23条 常時同一の駅間を乗車する旅客が、通勤定期券購求用の申込書に必要事項を記入して提出した場合は通勤定期券を発売する。

2 通勤定期券購求申込書の様式は、第47条に定めるとおりとする。

【細則 第21条、第22条、第23条】

(通学定期券の発売)

第24条 次の各号のいずれかに該当する学校(以下「指定学校」という。)の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため常時同一の駅間を乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者が必要事項を記入のうえ発行する第47条に定める通学証明書を提出、または通学定期券購求兼用の証明書を提示した場合であって、かつ、必要事項を記入した第47条に定める定期券購求申込書を提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅又は最寄りの他社接続駅との相互間について通学定期券を発売する。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては当社の指定を受けた学校に限る。

(2) 前号以外の学校であつて、当社の指定を受けた学校。

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

7 削除

8 通学証明書の様式は、第 47 条に定めるとおりとする。

9 通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 か月間とする。

【細則 第 21 条～第 25 条の 2】

(通学証明書発行の監査)

第 25 条 当社は必要に応じて、通学証明書の出納又は発行の適否、所定の者に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無について監査を行うことがある。

(通学証明書の不正発行に対する取扱い)

第 26 条 第 24 条の規定による通学証明書を、発行者が使用資格者以外の者又は第 19 条の規定により乗車券の発売を停止された者に対して発行したときは、当社はその学校に対して指定を取消し、また第 125 条及び第 126 条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から収受することができる。

(定期券購入済乗車票の取り扱い)

第 27 条 定期券非発売駅より新規に定期券を購入する旅客に対しては、指定した両端の最寄定期券発売駅にて定期券を発売するものとする。

2 定期券購入済乗車票は、大人、小児を区別せず、発行当日限り有効とする。

3 旅客が定期券購入の目的以外でこれを使用した場合は、定期券購入済乗車票を回収し、普通旅客運賃を収受するものとする。

4 前各項の規定は、小児又は身体障害者等の定期券購入のため代理人が乗車する場合に準用する。

第4節 回数券の発売

(回数券の発売)

第28条 別の規定に定めるところによる割引条件に該当する場合で、同一旅客運賃区間を乗車する旅客に対しては、期限を定めてその区間内に有効な11券片の回数券を発売することができる。

第5節 団体券の発売

(団体券の発売)

第29条 旅客が発着駅及び目的を同じくして15人以上一団となって旅行する場合で、あらかじめその人員、行程、乗車列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けた場合であって、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、旅客運賃を割引した団体券を発売することができる。

(1) 学生団体

イ. 次のいずれかに該当する学校等の学生等とその付添人及び当該学校の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）並びにこれと同行する旅行あっ旋業者によって構成された団体で、その学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものは、その人員が15人未満のときであっても、15人以上99人までの学生団体と同様にこの取扱いをする。

(a) 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児。

(b) 児童福祉法第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童。

ロ. イの付添人は大人とし、その団体を構成する旅客が次のいずれかに該当する場合に限るものとし、その人員は旅客1人につき1人とする。

(a) 幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校3学年以下の児童であるとき。

(b) 障害又は虚弱のため、当社において付添人を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された15人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

【細則 第30条、第31条】

(団体乗車の申込み)

第30条 前条の規定により、団体乗車券を購求する場合は、旅客よりあらかじめ輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出するか又は口頭でもって団体乗車の申込みを行うものとする。ただし、当社において特に認める場合は、これを省略することができる。

2 前項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学校団体

教育長若しくは学校長（保育所、勤労青年学級又は青年学級の代表者を含む。以下この号においては同じ。）又はその承認を受けた者。ただし、数校連合の場合で学校長が申込むときは、各学校長連名のうえ関係学校別の人員及び代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行あつ旋業者。

3 団体乗車申込書の様式は、第47条に定めるとおりとする。

(団体乗車の引受け)

第 31 条 旅客から前条の規定による団体乗車の申込みを受けた場合で、運輸上支障がないと認めるときは、その団体乗車の引受けをすることができる。

(団体乗車申込人数等の変更)

第 32 条 団体旅客の輸送引受け後、旅客の都合による申込人員その他の取扱条件の変更は、当社において運輸上支障がないと認められた場合に限りこれを行う。

(責任人員)

第 33 条 臨時列車の設定又は客車の増結等特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込人員の 8 割に相当する人員（1 人未満のは数は切捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として輸送の引受けを行うことができる。

2 団体旅客の輸送引受け後、前条の規定による団体申込人員の変更を行う場合は、同時に責任人員の変更を行う。

(団体乗車に対する保証金)

第 34 条 団体乗車の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申込人員に対する団体旅客運賃の 1 割に相当する額を保証金として、当社に納付するものとする。

- (1) 団体旅客に対して責任人員をつけた場合。
- (2) 前号のほか、当社が特に必要と認めた場合。

2 前項の規定による保証金は、当社において指定した日までに指定の場所に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込みが取消されたものとみなす。

- 3 保証金の納付後において、当社の責に帰さない理由によって、申込者がその申込みを取消したときは、これを返還しない。
- 4 第 32 条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前にあつては変更後の人員及び行程に対する保証金の納付を受け、また、保証金の納付後にあつては、納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し過剰額は返還しない。
- 5 保証金の納付後において、当社の責任となる理由によって、引受け条件の一部を変更する必要があるが生じた場合で、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。
- 6 保証金は団体券発売の際団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があつてもその過剰額は返還しない。
- 7 保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。
 - (1) 当社の都合によって解約した場合。
 - (2) 天災事変等の原因によって、団体の旅行ができなくなった場合。
- 8 保証金に対しては、利子を付さない。

(一部区間不乗の団体券の発売)

第 35 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、その区間を通じた団体券を発売することがある。ただし、この場合は団体乗車の申込みの際にその区間を明示するものとする。

第 6 節 貸切券の発売

(貸切券の発売)

第 36 条 貸切券は、車両を貸切る旅客に対して発売する。

(貸切乗車の申込み)

第 37 条 前条の規定により貸切券を購求しようとする旅客には、あらかじめその人員、行程、その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切乗車申込書を提出して、貸切乗車の申込みを行うものとする。

2 貸切乗車申込書は、第 30 条第 3 項に規定する団体乗車申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切乗車の引受け)

第 38 条 旅客から前条の規定による貸切乗車の申込みを受けた場合で、運輸上支障がないと認めるときは、その貸切乗車の引受けをすることができる。

(貸切乗車に対する保証金)

第 39 条 第 32 条、第 34 条及び第 35 条の規定は、貸切乗車の場合に準用する。

第 7 節 特殊割引券の発売

(被救護者割引普通券の発売)

第 40 条 当社が指定した次の各号のいずれかに該当する施設に保護され又は救護される者（以下「被救護者」という。）が第 40 条に定める被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り片道又は往復の特殊割引普通券を発売する。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設。ただし、次に規定する施設を除く。

イ 社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号の規定による施設のうち、生活保護法（昭和 25 年法律 第 144 号）第 38 条に規定する授産施設

ロ 社会福祉法 第2条第2項第3号の規定による施設のうち、老人福祉法（昭和38年法律 第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター及び老人福祉センター

(2) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年 法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

(3) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限って前項の規定を準用する。

3 前項の規定による付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

【細則 第28条】

（被救護者割引証）

第41条 被救護者が前条によって特殊割引券を購求する場合は、その保護又は救護を受ける施設の代表者から必要事項が記入され発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証の様式は、第47条に定めるとおりとする。

（特定の被救護者割引定期券の発売）

第42条 第40条第1項第1号に規定する施設に救護され又は保護されている方が、常時同一の駅間を乗車する場合で、第41条に規定する旅客運賃割引証に必要事項を記入して提出したときは、定期旅客運賃を割引した定期券（第24条に規定する通学証明書を併せて提出したときは、通学定期券。）を発売することができる。

(通学用割引回数券の発売)

第 43 条 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験のため乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入した第 44 条に規定する旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校の最寄り駅又は他社線の最寄り接続駅までの区間について通学用割引回数券を発売することができる。

- 2 前項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。
- 3 前項の旅客運賃割引証により購求する通学用割引回数券は、1 人 1 回 1 冊とする。

(通学用割引回数券の割引証)

第 44 条 指定学校の生徒が通学用割引回数券を購求する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号、面接授業又は試験期間、部科及び学年（又は年次）、証明書番号、使用者の氏名及び年齢、発行年月日、学校所在地、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して発行契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間を記入して提出するものとする。

- 2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、第 47 条に定めるとおりとする。

(身体障害者割引券、知的障害者割引券及び精神障害者割引券の発売)

第 45 条 身体障害者、知的障害者及び精神障害者とその介護者に対する割引券の発売については、「身体障害者旅客運賃割引規程」、「知的障害者旅客運賃割引規程」及び「精神障害者旅客運賃割引規程」による。

第8節 連絡乗車券の発売

(連絡乗車券の発売)

第46条 常時運輸を行う他社運輸機関に対する連絡乗車券の発売については、「連絡運輸取扱規程」による。

第9節 乗車券購求時の申込書等

(乗車券購求時の申込書及び割引証の様式)

第47条 各種乗車券購求時の申込書及び割引証の様式は、次のとおりとする。

(1) 定期券購求申込書の様式

【鉄道】		定期券購入申込書		近江鉄道		
1.お買い求めの定期券をご記入ください						
定期券の種類	通 勤	通 学	実 習			
有効期間	1箇月	3箇月	6箇月			
使用開始日	年	月	日	新規の場合は 7日前から購入できます 継続の場合は14日前から購入できます		
ご利用区間	～					
決済方法	現金	クレジット	※クレジット決済お取り扱い駅は下記の通りです 彦根駅・八日市駅・貴生川駅・近江八幡駅			
学校名	通学の場合ご記入ください			学生証または生徒手帳の番号		
2.お客さまの情報をご記入ください (フリガナは、お間違いないようご記入ください)						
フリガナ	姓と名の間を1マスあけてください				性別	男 女 無回答
お名前					年齢	歳
ご住所	〒 ー					
電話番号						
～ご案内～						
◎通学定期券のご購入時は、新規・継続にかかわらず通学証明書等が必要です。						
◎継続定期券をご購入の場合、現在お使いの定期券をお持ち合わせのうえ、お越しください。 ※「継続定期券」とは、現在お持ちの定期券の期限切れ翌日から使用開始となる新しい定期券を、期限が切れる前に購入することで、期限が切れる前の定期券と新しい定期券を1枚の定期券として発行する定期券のことをいいます。新旧2枚の定期券の通用期間の目付が連続していることが必要で、1日でも期間が空いてしまうと継続にはなりません。また、種類や区間・経路なども変更できません。上記の「継続定期券」以外、すべての定期券は「新規定期券」となります。						
◎クレジットカードにてご購入の定期券は、お求めになられた駅窓口のみ払戻しができます。						
◎この申込書にご記入いただいた情報は、定期券の発行や紛失時の連絡およびサービス向上のための分析に使用いたします。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。						
近江鉄道、滋賀県、近江鉄道沿線市町では公共交通機関の利用促進に取り組みしており、近江鉄道のご利用状況を【お勤め先】把握するためにお客さまのご勤務先を調査しております。主旨をご理解のうえご協力いただけるお客さまは、お手をかけますがご記入をお願いいたします。						
係員記入欄					¥	
有効	年	月	日	券No.		

(2) 通学証明書兼通学定期券購求申込書の様式

No. _____	契 印	通 学 証 明 書		
学校種別 又は指定番号		区 分		
通学者の氏名 及び年齢	歳			
通学者の居住地 及び連絡先	電話()			
部科及び学年				
証明書番号				
通学区間	駅	駅間	経由	
通学定期乗車券の有効期間	箇月			
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月	日	から
卒業予定年月日	年	月	日	まで
証 明	_____年 _____月 _____日発行 学校所在地 _____ 学校名 _____ 学校代表者氏名 _____			
	代表者 職 印			
1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3. この証明書のうち、※印の欄は通学者が記入してください。 4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印の記入事項については通学者の認印、 その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。				
下欄には、記入しないでください。				
年 月 日まで				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)		
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)		

(3) 通学定期券購求兼用証明書の様式

表 面

<p style="text-align: center;">契 印 証 明 書</p> <p>No.</p> <p>下記の者は、当校□□の学生（生徒）であることを証明する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> 写 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> 真契印 </div> </div> <p>所属 部（科） 学年 第 学年（ 年） 氏 名 （ 才） 生年月日 年 月 日 住所 年 月 日 発行 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> 代表者 職 印 </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日まで有効</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">通学区間 間</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">発行年月日</td> <td style="width: 15%;">通用期間</td> <td style="width: 25%;">発行駅</td> <td style="width: 35%;">記 事</td> </tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効	通学区間 間	発行年月日	通用期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月		
年 月 日まで有効	通学区間 間																																		
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事																																
	箇月																																		
	箇月																																		
	箇月																																		
	箇月																																		
	箇月																																		
	箇月																																		
	箇月																																		

裏 面

<p style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">発行年月日</th> <th style="width: 15%;">通用期間</th> <th style="width: 25%;">発行駅</th> <th style="width: 35%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行年月日	通用期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月			<p style="text-align: center;">（注 意）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購求するときは、定期乗車券購求申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事																														
	箇月																																
	箇月																																
	箇月																																
	箇月																																
	箇月																																
	箇月																																
	箇月																																

(4) 団体乗車申込書の様式

団体乗車申込書			
近江鉄道株式会社 彦根駅長 殿		(申込日) 年 月 日	
団体の名称			
ご住所	電話番号	()	
代表者のお名前	Ⓜ		
団体種別	普通	学生	(いずれか〇で囲んでください)
乗車人員	おとな_____名	子ども_____名	合計_____名
乗車日	年 月 日		
乗車区間	(ゆぎ) _____から_____まで		
		ご希望の列車	時 分発
	(かえり) _____から_____まで		
		ご希望の列車	時 分発
旅行の目的	_____		
雨天の場合	中止 決行 順延 (月 日に変更) (いずれか〇で囲んでください)		
<small>個人情報のお取り扱いについて 今回お客様から頂戴した個人情報につきましては、当社個人情報保護方針に則り、厳正に取り扱います。</small>			
備考	_____		

(5) 被救護者旅客運賃割引証の様式

表 面

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 契印 </div> <p style="text-align: center; margin: 0;">被救護者旅客運賃割引証</p>			
第.....号		指定番号	
乗車船区間	駅から 駅まで		
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 及び年齢	(才)		
付添人の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	年 月 日まで		
.....年.....月.....日発行			
施設の所在地.....			
施設名.....			
代表者氏名.....			代表者 職 印
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救 添
			31 33

裏 面

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）し、又は押印していないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示して下さい。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（1箇月間）です。

(6) 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式

表 面

第.....号	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)	
面接授業又は試験期間	年 月 日から 年 月 日まで
※乗車区間	駅から 駅まで
部科及び学年	第 学年 (年次)
証明書番号	
使用者の氏名 及び年齢	
.....年.....月.....日発行	
学 校 所 在 地.....	
学 校 名.....	
学校代表者氏名.....	代表者 職 印
(発行場所)	(発行年月日)

(注) 上記の内容を充足する証明書であれば旅客運賃割引の取扱いを行う

裏 面

- (この割引証の使用上の注意)
- (1) 指定学校のうち通信教育による学校の学生または生徒が旅行する場合は、通学用割引回数乗車券を1人1回1冊購求できます。
 - (2) ※印の欄は、使用者がインキで記入して下さい。
(※以外は発行者で記入、太枠は記入しないこと。)
 - (3) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
 - (4) この割引証は、記名人に限って使用できます。ただし、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
 - (5) この割引証によって購求した通学用割引回数乗車券は、この割引証の記名人以外のものは、使用できません。
 - (6) この割引証によって購求した通学用割引回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。また、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
 - (7) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。

(7) 定期乗車券購入済乗車証の様式

<u>定期乗車券購入済乗車証</u>		
No.〇〇〇		
発行当日限り有効 目的外での乗車はできません		
年	月	日
(近江鉄道)	● ●	駅発行

第3章 旅客運賃、料金

第1節 通 則

(旅客運賃、計算上の区間等)

第48条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する区間及び発着の順序によって計算する。

(旅客の区分及び旅客運賃の收受方)

第49条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を收受する。

大人 12歳以上の者

小児 6歳以上12歳未満の者

幼児 1歳以上6歳未満の者

乳児 1歳未満の者

2 前項の規定による幼児・乳児に対しては旅客運賃を收受しない。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、小児旅客運賃を收受する。

(1) 幼児が単独で旅行するとき。

(2) 幼児が団体旅客として旅行するとき又は企画券等で幼児運賃の設定があるとき。

(3) 当該幼児が団体券以外の乗車券を使用する6歳以上の旅客に随伴される場合の2人を超えた者であるとき。

(小児の旅客運賃)

第50条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃は、別途割引を定める場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃又は定期旅客運賃を折半し計算上生じた10円未満のは数を切上げて10円単位とした額とする。企画券については、

その都度定める。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 51 条 旅客は、別に定める場合を除いて、旅客運賃について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 52 条 大人片道普通旅客運賃は、別に定めるとおりとする。

(往復乗車の場合の普通旅客運賃)

第 53 条 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

(臨時特殊割引)

第 54 条 第 22 条の規定により、割引の普通券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度決めるものとする。

第 3 節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第 55 条 大人定期旅客運賃は、別に定めるとおりとする。

【細則 第 29 条】

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第56条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第57条 第29条の規定によって団体券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学校団体

15人以上	99人まで	2割引
100人以上	299人まで	3割引
300人以上		4割引

(2) 普通団体

15人以上	99人まで	1割引
100人以上	299人まで	2割引
300人以上		3割引

(3) 無賃扱い人員

団体旅客に対しては、次により無賃扱いとする。

団体構成人員	無賃扱い人員
15人～99人	1人
100人以上、50人までを増すごとに	1人を加える

- 2 小学校児童によって構成された前項第1号の団体旅客中に12歳以上の児童を含む場合、その児童は小児とみなして取扱う。

【細則 第30条、第31条】

(団体旅客運賃の計算方)

第58条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。ただし、1人当たりの通算運賃額が、当社が定める最低運賃を下回ることはできないものとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から、割引額を差引いた額に団体旅客運賃の収受人員を乗じ、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から、割引額を差引いた額に団体旅客運賃の収受人員を乗じ、は数計算した額とする。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。この場合の割引率は、合計人数によるものとする。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合に収受する旅客運賃)

第59条 第33条の規定により輸送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員がその責任人員に満たなくなった場合は、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する。

- 2 前項の規定によって責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する場合の不足人員に対する旅客運賃の計算方は、次による。

(1) 申込人員が大人だけの団体の場合は、不足人員を大人として計算する。

(2) 申込人員が大人と小児との混乗の団体の場合は、次のとおりとする。

イ. 大人だけが減少した場合は、不足人員を大人として計算する。

ロ. 小児だけが減少した場合は、不足人員を小児として計算する。

ハ. 大人と小児とが、ともに減少した場合は、各別の不足人員によって計算する。

(3) 第1号の団体に小児が加わった場合又は前号の場合で、大人又は小児の一方が減少し、他方が増加した場合は、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人に、それぞれ換算して責任人員に対する不足人員を算出する。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第60条 第36条の規定による貸切旅客運賃は、別に定める場合を除き、その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(定員超過の場合の貸切旅客運賃)

第61条 前条の規定により貸切旅客運賃を計算する場合において、実際乗車人員がその旅客運賃収受人員を超過するときは、実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第7節 特殊割引旅客運賃

(被救護者割引普通旅客運賃)

第62条 第40条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通券を発売する場合は、普通旅客運賃を5割引し、は数計算した額とする。

(特定被救護者割引定期旅客運賃)

第63条 第42条の規定により割引の通勤定期券又は通学定期券を発売する場合は、通勤定期旅客運賃又は通学定期旅客運賃を5割引し、は数計算した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第 64 条 第 43 条の規定により通学用割引回数券を発売する場合は、大人回数旅客運賃を 5 割引する。

(身体障害者、知的障害者及び精神障害者割引旅客運賃)

第 65 条 第 45 条の規定により身体障害者、知的障害者及び精神障害者とその介護者に対して割引の乗車券を発売する場合は、「身体障害者旅客運賃割引規程」、「知的障害者旅客運賃割引規程」及び「精神障害者旅客運賃割引規程」による。

(往復乗車の場合の割引旅客運賃)

第 66 条 往復乗車する場合の割引旅客運賃は、片道割引旅客運賃を 2 倍した額とする。

第 8 節 **その他の料金**

(車両の留置料)

第 67 条 第 36 条の規定によって、車両を貸切とする旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻より再び乗車する駅の出発時刻までは、その時間について別に定める車両留置料を収受することができる。

2 前項の規定による車両の留置料金を貸切券の発売駅において収受する場合は、貸切券によって合わせ収受する。

(貸切扱い取消しの場合の回送料)

第 68 条 車両を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込みを取消した場合は、その回送区間及び返送区間の全キロ程について、別に定める車両回送料を収受することができる。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、それぞれ打切って計算するものとする。

- 2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあつてはこれを收受しないこととする。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

(乗車券類の使用条件)

第69条 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が1回に限りその券面表示事項に従つて使用することができる。ただし、定期券及び企画券のうちその旨を記したものについてはその使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、その1枚のみを使用することができる。
- 3 乗車券類は、原則として乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には使用することができない。

(効力の特例)

第70条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

- (1) 使用者の資格を特定しない無記名式大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。
- (3) 小児用の乗車券は、その通用期間中に使用者の年齢が12歳に達した場合であっても、これを使用することができる。

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

第 71 条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを最寄りの駅（定期券にあつては発行駅。）に差出して書替えを請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書替えの請求があつた場合は、悪意がないと認められ、かつ、旅客からの申出その他の方法によりその不明事項が判明できるときに限って、その乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。

【細則 第 32 条】

(不乗区間に対する取扱い)

第 72 条 旅客は、第 70 条の規定により、乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中の駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、払戻しの請求をすることができない。

【細則 第 33 条】

(効力のない乗車券類を使用しようとした場合の取扱い方)

第 73 条 旅客が効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであつて、悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

第 2 節 乗車券類の効力

(通用期間)

第 74 条 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか次の各号による。ただし、最終列車が終着駅に到着するまでを当日とみなす。

(1) 普通券

- イ. 片道券 発売当日限りとする。
- ロ. 往復券 発売当日を含め2日とする。

(2) 定期券 券面表示期間のとおりとする。

(3) 回数券 3箇月とする。

(4) 団体券 その都度定める。

(5) 貸切券 その都度定める。

(6) 特殊割引券

- イ. 被救護者割引券 第1号及び第2号の規定を準用する。
- ロ. 通学用割引回数券 6箇月とする。
- ハ. 身体障害者割引券、知的障害者割引券、精神障害者割引券
 - (a) 割引普通券 第1号の規定を準用する。
 - (b) 割引定期券 第2号の規定を準用する。
 - (c) 割引回数券 第3号の規定を準用する。

(7) 企画券 その都度定める。

(通用期間経過後の継続乗車)

第 75 条 乗車中に通用期間を経過した乗車券は、下車しないでそのまま乗車する場合に限り、その券面に表示された着駅までは第 69 条の規定にかかわらずこれを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客が接続のための一時待合わせの場合の出場のときには、指定した列車に乗継ぐ場合に限り、継続乗車をしているものとみなす。

(途中下車)

第 76 条 途中下車の取扱いについては、次による。

- (1) 定期券を所持している旅客は、旅行開始後その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の任意の駅に下車して出場した後、再び列車に乗継ぐことができる。

(2) 普通券、回数券は、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客が接続のための一時待合わせの場合の出場を除き、途中下車することができない。なお、この場合であっても途中下車印等の相当の証印を押なつするものとする。

第 77 条 削除

第 78 条 削除

(改氏名の場合の定期券の書替え)

第 79 条 定期券又は使用者の氏名を記した乗車券類の使用者が氏名を改めた場合は、これを発行駅に差出して、その氏名の書替えを請求するものとする。

2 前項の書換えを請求する場合、定期券の使用者は別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 80 条 乗車券（往復券又は回数券については、その使用する券片）は、次の各号のいずれかに該当する場合、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 166 条の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期券以外の乗車券が無効となる場合)

第 81 条 定期券以外の乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合はその全券片を無効として回収する。

(1) 旅客運賃割引証と引換えに購求した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。

(3) 第 20 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購求した乗車券を使用したとき。

(4) 身分又は資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購求した乗車券を使用したとき。

(5) 券面表示事項（途中下車印等を含む。）を塗消し又は改変して使用したとき。

(6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通券又は回数券及び普通券と回数券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 別に定める場合を除き、旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

(8) 証明書等の携行を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを正当な理由無く携行していないとき。

(9) 係員の承諾を得ないで又は悪意を持って、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 70 条第 3 号に規定する場合を除く。

(11) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

(12) 通用期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 75 条に規定する場合を除く。

(13) その他、乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む、以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

【細則 第 38 条】

(定期券が無効となる場合)

第 82 条 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

(1) 定期券をその記名人以外の者(団体等に対して発行したものにあっては、当該団体等の構成員でない者)が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。ただし、無人駅から書替えのために当該定期券発行駅まで乗車する場合を除く。

(3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購求した定期券を使用したとき。

(4) 券面表示事項を塗消し又は改変して使用したとき及び偽造した定期券を使用したとき。

(5) 区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(6) 定期券の区間と連続していない普通券又は回数券等を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 通学定期券を使用する旅客が、使用資格を失った後に使用したとき。

(8) 通用期間開始前の定期券をその期間開始前に使用したとき。

(9) 通用期間満了後の定期券をその期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期券を使用する旅客であって、第 84 条の規定によって証明書を携帯しなければならない場合に、これを携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。ただし、別に定める場合を除く。

(12) その他、定期券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む、以下同じ。）した定期券を使用して乗車した場合に準用する。

【細則 第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 58 条】

(表紙から切離された回数券の券片等の効力)

第 83 条 回数券の券片は、旅行開始前に切離した場合は、無効として回収する。ただし、券面に有効期限等が明記されている場合及び券売機発行の回数券である場合を除く。

【細則 第 39 条】

(通学定期券の効力)

第 84 条 通学定期券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式又はそれに準ずるものによる証明書を携帯する場合に限って有効とする。

【細則 第 41 条】

(1) 一般用

表 面

契 印	
証 明 書	
No.	
下記の者は、当校□□ の学生（生徒）で あることを証明す る。	所属 部（科） 学年 第 学年（ 年 度生） 氏 名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日 発行 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名
写 真 契 印	代表者 職 印

裏 面

- (注 意)
- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
 - (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
 - (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
 - (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期券購求兼用証明書

第 47 条第 3 号に規定する様式による。

- 2 指定学校において、その代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(学生用割引券等の効力)

第 85 条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購求した乗車券は、その割引証に記入されている学生又は生徒がその在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

- 2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した割引普通券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、次頁に定める当該施設の代表者の発行した旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

- 3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

- 4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購求した付添人用割引普通券（付添人だけ往復として購求した往復券の復券を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

被救護者旅行証明書様式

表 面

契 印	
<u>旅 行 証 明 書</u>	
下記の者は、当施設 の被救護者で下記区間を 旅行をすることを証明する。	
氏 名	_____ (才)
付 添 人	_____ (才)
乗車船区間	_____ 駅から () _____ 駅まで
	_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行
発行者 所在地 施設名 施設代表者氏名	代表者 職 印

裏 面

注 意

- (1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返さなければならない。
- (5) この証明書の有効期間は、発効の被から 1 箇月間とする。

備 考

- (1) 内には、指定番号を表示する。
- (2) 乗車区間欄末尾には、片道、往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第86条 乗車券類の表面には、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃又は料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) 企画券等

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第87条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に不足する事項又は印刷する部分を記入式とした事項等については、適宜の方法によって補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - イ. 表示事項の一部の裏面表示
 - ロ. 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式

- イ. 乗車券類の寸法の変更
- ロ. 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
- ハ. 表示事項の一部の省略又は追加

3 乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面にゴム印等をもって押なつする。

- (1) 小児用の乗車券類 . . . 「小」
- (2) 学生割引用の乗車券（通学定期券を除く。） . . . 「5割」

(字模様の印刷)

第 88 条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次の字模様の印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方)

第 89 条 乗車券の有効区間は、発駅名と着駅名又は発駅名と旅客運賃の計算方に従って表示する。また、団体券及び貸切券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名及び着駅名を表示する。

(旅客運賃、料金の割引等に関する表示)

第 90 条 旅客運賃、料金の割引等を行う乗車券類には、その証として関係券片の表面（第 5 号に規定する記号については裏面。）にゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし特に定める乗車券類又は第 5 号に規定する記号については、これと異なる表示方をするか、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃、料金を割引するもの

イ. 第 40 条の規定による被救護者割引

(a) 被救護者用

救

(b) 付添人用

添

ロ. 第 54 条の規定による臨時特殊割引

(a) 割引率の明らかなもの

2 割

5 割

(b) (a)以外のもの

割引

(2) 旅客運賃、料金を後払いとするもの

後払

(3) 再交付するもの

再

- (4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継 続

- (5) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

第	証	又は「証第	号」
号	号		

- (6) 片道券2枚を発行し、往復券に代用するもの

往	復
2日間有効	
発行駅名	

第2節 乗車券の様式

第1款 削除

第91条 削除

第92条 削除

第93条 削除

第94条 削除

第2款 定期券の様式

(補充定期券の様式)

第95条 補充定期券の様式は、次のとおりとする。

表面

甲		乙
近江鉄道 通勤定期 № 1234 <hr style="width: 20%; margin: 5px auto;"/> 年 月 日から <hr style="border: 1px solid gray;"/> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px;"> 年 月 日迄有効 殿 才 円 年 月 日 駅発行 </div>	136	№ 1234 着駅名 _____ まで _____ まで 運賃発行日 _____ 円 _____ 駅発行

裏面

乙		甲
<h3>御 案 内</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1 乗降の際は、必ず係員にお見せください。 2 有効期間が切れたり不用になったりしたときは、必ずお返してください。 3 次のような場合は、乗車券を回収され、同時に増運賃を支払わなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名・年令・乗車区間、その他の事実を偽って購求したとき。 (2) 券面の記載事項をぬり直し又は改変して使用したとき。 (3) 記名人以外の者が使用したとき。 (4) 有効期間経過後のものを使用したとき。 (5) 列車又は自動車の指定してある場合指定以外の列車又は自動車で乗車したとき。 (6) その他不正乗車の手段として使用したとき。 4 送迎の際は、別に入場券をお求め下さい。 		

(定期券発行機用定期券の様式)

第 96 条 定期券発行機用定期券の様式は、次のとおりとする。

甲	<p>通学定期券 近江鉄道 No. 0123</p> <p>ひこね芹川 — 多賀大社前</p> <hr/> <p>継続 4月 1日から 6ヶ月 実習</p> <p>2020.09.30 まで</p> <p>10000-00000-000 オウミ タロウ 様 20才 2020.04.01 発行 近江鉄道本社 ¥39,860</p>
	<p>通学定期券 近江鉄道</p> <p>ひこね芹川 — 多賀大社前</p> <p>報告用</p> <p>継続 4月 1日から 6ヶ月 実習</p> <p>2020.09.30 まで</p> <p>10000-00000-000 オウミ タロウ 様 20才 2020.04.01 発行 近江鉄道本社 ¥39,860</p>
<p>通勤定期券 (鉄道)</p>	

備考 甲片の裏面に所定の注意事項を印刷する。

第 3 款 回数券の様式

第 97 条 削除

(補充普通回数券の様式)

第 98 条 補充普通回数券の様式は、次のとおりとする。

表 面

裏 面

<p>OHMI 近江鉄道 普通回数乗車券 No. 0123</p> <p>◎改札前に切り離すと無効です。 ◎途中下車されると前途無効です。 ◎改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効です。 ◎払い戻しは、有効期間内の場合に限りします。</p> <p>.....年.....月.....日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30px;">年</td> <td style="width: 30px;">月</td> <td style="width: 30px;">日</td> </tr> </table> <p>.....まで有効</p> <p>.....円 駅発行</p> <p style="text-align: center;">⇔</p> <p style="text-align: center;">(最終券) (11)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">⇔</p> <p style="text-align: right;">(10)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">⇔</p> <p style="text-align: right;">(9)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">⇔</p> <p style="text-align: right;">(8)</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">⇔</p> <p style="text-align: right;">(1)</p>	年	月	日	<p style="text-align: center;">乗車についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります</p> <p style="text-align: center;">乗車についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります</p> <p style="text-align: center;">乗車についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります</p> <p style="text-align: center;">乗車についての案内</p> <p>1. 改札前に切り離すと無効となります。 2. 途中下車されると前途無効となります。 3. 改札後切り離れた乗車券は最終券を所持されないと無効となります</p>
年	月	日		

第 4 款 団体券の様式

(団体券の様式)

第 99 条 団体券の様式は、次のとおりとする。

(1) 手売り用

表 面

No.0123-45										
甲 運輸機関		近 江 鉄 道 ()								
団 体 乗 車 券 種類										
申 込 者 住 所 名 氏 名	殿		乗車 船 人 員	大 人	小 児	計	内無賃	貸切車両		
				人	人	人	人	定員	両数	
代 表 者 又 は 引 率 者 氏 名	殿		一 人 当 り 基 本 運 賃							
			旅 客 運 賃 打 切 区 間		大 人	小 児				
乗 車 日	列車 番 号	乗 車 船 区 間		・		円	円			
		・		・						
		・		・						
		・		・						
		・		計						
		・		一人当り割引旅客運賃	割 引 率	大 人	小 児			
					割	円	円			
輸 送 引 受 番 号	第 号		旅 客 運 賃 領 収 額							
記 事		年.....月.....日				駅発行			

裏 面

乗 車 人 員			乗 車 駅	降 車 駅
大 人	小 児	計		

(2) 発券機用

近江鉄道		団体乗車券			No.0000	
団体名	団体券見本					
代表者	オウミ タロウ					
団体種別	普通団体	片往	往復			
乗車人員	大人	小児	合計			
	15人	0人	15人			
乗車日	乗車駅	降車駅				
2020/04/01	彦根駅	八日市駅				

運賃計算欄	乗車人員	内無賃扱い	1人当り普通運賃	割引率	1人当り割引運賃	団体運賃
大人	15	1	¥1,520	1割	¥1,368	¥19,150
小児	0	0	¥760		¥684	¥0
計	15	1				¥19,150

2020.04.01 発行

第5款 貸切券の様式

(貸切券の様式)

第100条 貸切券の様式は、前条に規定する団体券の様式の「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第101条 特別補充券は、乗車券として発行するほか、払戻し、証明等の取扱いをした場合に、その証として発行する。

(特別補充券の様式)

第102条 特別補充券の様式は、次のとおりとする。

表 面

OHMI 近江鉄道											
事由	甲 冊 No. 0123-45										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">領 収 額 Amount Received</th> </tr> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">¥</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>			領 収 額 Amount Received				¥	千		円
領 収 額 Amount Received											
¥	千		円								
原券月.....日 <small>から有効</small> 種別号.....円か.....まで 經由 (.....)										
收受又は 変更区間か.....まで 經由 (.....)										
人 員	大人 Adult	小児 Child	学割								
			発売日共 Good For 日間 有効 Days								
記 事											
年.....月.....日 駅発行										
	(入缺・途中下車印)										
Ⓢ	Ⓢ										

裏 面

(ご 案 内)

キロ程が片道 100 キロメートル以内の区間の
ものは途中下車されると前途は無効となり
ます。

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

(乗車券類の改札)

第 103 条 乗車の目的で駅に入場し又は駅から出場しようとする場合旅客は、所定の乗車券類を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。ただし、駅員無配置駅ではこの限りでない。

2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときはいつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。その乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

【細則 第 42 条～第 45 条】

(乗車券類の引渡し)

第 104 条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失うか又は不要となった場合若しくはその乗車券類を使用する資格を失った場合は、その乗車券類を係員に引渡すものとする。

第 2 節 乗車券の改札及び引渡し

(普通券の改札及び引渡し)

第 105 条 普通券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その乗車券を係員に呈示して入鋏等（IC 改札機による改札を含む）を受け、また乗継ぎをする際にはこれを係員に呈示して改札を受けるものとする。ただし、入鋏省略の乗車券である場合及び駅員無配置駅から乗車する場合にあってはこの限りでない。

2 旅客は旅行を終了した際、その乗車券を係員に引渡すものとする。

【細則 第 42 条～第 45 条】

(定期券の改札及び引渡し)

第 106 条 定期券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期券を使用する旅客は、その乗車券の通用期間が満了した際及び継続して定期券を購入する際にこれを係員に引渡すものとする。ただし、ICOCA 定期券はこの限りではない。

【細則 第 42 条～第 45 条】

(回数券の改札及び引渡し)

第 107 条 回数券を使用する旅客は、旅行を開始する際にその乗車券を係員に呈示して入鋳又は押印を受け、旅行を終了した際にこれを係員に引渡すものとする。ただし、駅員無配置駅から改札を受けずに乗車する場合は、入鋳又は押印を省略するものとする。

【細則 第 42 条～第 45 条】

(団体券及び貸切券の改札並びに引渡し)

第 108 条 団体券又は貸切券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び乗継ぎをする際に、これを係員に呈示するものとする。

2 前項の引率者は、全行程の旅行を終了した際にその所持する乗車券を係員に引渡すものとする。ただし、無人駅で下車するときに裏面に減員証明を受け、後日差額の払戻しを請求される場合は除く。

(整理券の引渡し)

第 109 条 駅員無配置駅から乗車した旅客及び係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車した旅客は、乗車の際取った整理券又は乗車駅証明書を、旅行終了の際に係員に引渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱い箇所)

第110条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃、料金の払戻しは、発行駅等所定の箇所にて取扱う。

(払戻請求権行使の期限)

第111条 旅客は、旅客運賃、料金について払戻しの請求をすることができる場合であっても、その乗車券が発行の日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃、料金の收受又は払戻しをする場合の既収額)

第112条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃、料金の收受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類の旅客運賃、料金を当初から收受しているものとして計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃、料金の額を限度として取扱う。

【細則 第47条】

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第113条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された輸送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に取扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗越し
- (2) 方向変更
- (3) 団体券変更

(乗車変更の取扱い範囲)

第114条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始する駅の属する券片に限るものとする。ただし、回数券については、その使用する券片に限る。

(特殊割引券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱い制限)

第115条 区間等に制限のある種類の特殊割引券を所持する旅客に対しては、その制限を越える乗車変更の取扱いをしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第116条 通用期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(別途乗車)

第 117 条 旅客が乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のある場合等、旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないときは、その取扱いをしない区間又は種類について、別途乗車としてその区間に対する相当の旅客運賃を収受する。

第 2 款 乗 越 し

(乗越し)

第 118 条 旅客は、あらかじめ係員に申出てその承諾を受け、所持する普通券（特殊割引普通券を含む。）に表示された着駅を、その着駅を越えた着駅に変更（以下「乗越し」という。）することができる。ただし、定期券または回数券を所持する旅客に対しては、別に定める場合を除き、別途乗車として取扱う。

2 乗越しの取扱いをする場合は、原乗車券（以下「原券」という）に対する既に収受した旅客運賃と原券の発駅から乗越し着駅までの普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、原券が割引乗車券であって、その割引が原券の発駅から乗越し着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原券に適用した割引率による割引の運賃によって計算する。

【細則 第 51 条】

(回数券の乗越し)

第119条 回数券(通学用割引回数券を除く。)を使用する旅客が、その表示区間を越えて乗車した場合は、その越えた区間における普通片道運賃を別途収受する。

2 前項の場合、特殊割引回数券にあつては、前項の運賃を5割引きし、は数計算した額を収受する。

第3款 方向変更

(方向変更)

第120条 旅客は、あらかじめ係員に申出てその承諾を受け、1回に限って所持する普通券(特殊割引普通券を含む。)に表示された着駅をその着駅と異なる方向の駅に変更(以下「方向変更」という。)することができる。

2 前項の取扱いをする場合は、原券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受するものとし、過剰額は払戻しをしない。この場合、原券が割引乗車券であつて、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用があるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原券に適用した割引率による割引の運賃によって計算する。

第4款 団体券の変更

(団体券の行程変更)

第121条 団体券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申出てその承諾を受け、乗越し又は方向変更をすることができる。ただしこれらの変更は、その団体旅客の全員が変更する場合で、かつ、輸送上支障がない場合に限って取扱うものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃と団体券1枚につき別表に定める手数料とを収受する。

(1) 乗越し

乗越し区間について、旅客運賃収受人員に対する普通旅客運賃を収受する。

(2) 方向変更

方向変更に対する旅客運賃収受人員について計算した普通旅客運賃と不乗車区間に対する同一の計算による普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

【細則 第26条、第27条】

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃、料金の払戻しに伴う割引証等の返還)

第122条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更の手数料の払戻し)

第123条 旅客は、当社が収受した手数料については、払戻しを請求することができない。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第124条 旅客は、第70条の規定により、小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額について払戻しを請求することができない。

第 2 款 無 札

(無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の收受)

第 125 条 旅客が次の各号のいずれかに該当する場合は、無札旅客として、その旅客の乗車駅から普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とを合わせ收受することができる。

(1) 無人駅から乗車する場合を除き、係員の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき。

(2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

(3) 第 81 条又は第 83 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。

(4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み又はその取り集めの際に引渡しをしないとき。

2 旅客が第 81 条第 1 項第 6 号の規定により、無効となる普通券と回数券で乗車した場合、運賃計算区間は券面表示区間と券面表示区間外とを合わせた全区間として、前項の規定による旅客運賃及び増運賃をその旅客から收受することができる。

無効となる 2 枚以上の回数券で乗車した場合、運賃計算区間は券面表示区間と券面表示区間外とを合わせた全区間とし、乗車回数は回数券の使用済券片に対して 1 券片ごとに 1 回乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を收受することができる。

3 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、次項に該当するときを除き、これを第 1 項第 3 号の無札旅客として全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃をその団体申込者から收受することができる。

4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 81 条の規定にかかわらず、その超過

人員又は大人だけを第1項第1号の無札旅客としてその団体申込者から第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を収受することができる。

【細則 第53条～第57条】

(定期券不正使用に対する旅客運賃、増運賃の収受)

第126条 第82条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合(同条第2項において準用する場合を含む。)は、その旅客から次の区分により計算した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを合わせ収受することができる。

	区 分	運 賃 計 算 区 間	乗 回 車 数	摘 要
(1)	定期券をその記名人以外の者が使用したとき。	券面区間	定期券の効力が発生した日から発見当日まで毎日1往復	
(2)	券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。			
(3)	使用資格・氏名・年齢・駅間又は通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき。			
(4)	券面表示事項を塗消し、又は改変して使用したとき。			
(5)	区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。	券面区間と券面区間外とを合わせた全区間		効力の発生した日が異なるときは、発見に近い日から発見当日まで毎日1往復ずつ乗車したものとする。
(6)	定期券の区間と連続していない普通券又は回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき。		片道	

	普通券との場合	乗車区間		
	回数券との場合	券面区間と券面区間外とを合わせた全区間	回数券の使用済み券片1片ごとに1往復	
(7)	通学定期券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。	券面区間	使用資格を失った日から発見当日まで	毎日1往復
(8)	通用期間開始前の定期券を使用したとき。		発売日より発見当日まで	
(9)	通用期間満了後の定期券を使用したとき。		通用期間満了日の翌日から発見当日まで	
(10)	通学定期券を使用する旅客が、証明書を携帯していないとき。	乗車区間	片道	
(11)	係員の承諾を得ないで、定期券の券面区間外を乗車したとき。			
(12)	定期券を不正乗車的手段として使用したとき。			

【細則 第57条～第59条】

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第 127 条 第 125 条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車がある場合で接続列車に乗車したことが明らかなきときは、接続列車の出発駅、出発駅の異なる 2 個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第 3 款 紛 失

(乗車券紛失の場合の取扱い方)

第 128 条 旅客が旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については無札旅客として第 125 条、第 127 条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間についてはこれに相当する普通旅客運賃を収受することができる。また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受して増運賃は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券又は回数券を使用する旅客はこの限りでない。
- 3 前 2 項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券類（定期券及び回数券を除く。）を紛失した場合に準用する。

【細則 第 61 条～第 64 条】

(再收受した旅客運賃、料金の払戻し)

第 129 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客が、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とを最寄り駅に差出して、発見した乗車券類 1 枚につき別に定める手数料を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。ただし、再收受証明書の発行日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体券及び貸切券紛失の場合の取扱い方)

第 130 条 旅客が団体券又は貸切券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 128 条の規定にかかわらず別に定める手数料を収受することで、別に旅客運賃を収受しないで相当の団体券又は貸切券を再交付することができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、その乗車券について既にその旅客運賃の払戻しをしている場合を除く。

(乗車駅証明書又は整理券紛失の場合の取扱い方)

第 131 条 旅客が、乗車駅証明書又は整理券を紛失された場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、始発駅からの運賃を収受することができる。また、係員がその事実を認定できるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受する。

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

第 132 条 旅客は、別に定める場合を除き、旅行開始前に普通券が不要となった場合、その乗車券の券片が入鋏前（入鋏省略の乗車券にあつては、乗車していないことが認められるとき。）で、かつ通用期間内（前売りの乗車券については、通用開始前を含む。）であるときに限ってこれを最寄り駅に

差出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券1枚につき別に定める手数料を支払うものとする。ただし、不要になった理由が第143条第1号又は第2号の規定による場合は、手数料を必要としない。

- 2 第1項の規定により払戻しの請求をした乗車券が、往復乗車券又は連続乗車を割引条件として発売した普通割引券等であって、往片等その一部を使用している場合の払戻額は、同項の規定にかかわらず既に収受した往復旅客運賃等から既に使用した往片等の券片に対する無割引きの普通旅客運賃を差引いた残額とする。

【細則 第66条～第68条】

(使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払戻し)

第133条 旅客は、通用期間開始前の定期券を定期券発行駅に差出して、既に支払った定期旅客運賃の払戻しを請求することができる。また、通用期間内の回数券を最寄りの回数券発行駅に差出して、既に支払った回数旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は定期券1枚又は回数券1冊につき、それぞれ別に定める手数料を支払うものとする。

- 2 定期券について前項の払戻しを請求する場合、定期券の使用者は別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期券の記名人の代理人に対し、払戻しすることがある。

【細則 第67条、第69条】

(旅行開始前の団体旅客運賃、貸切旅客運賃の払戻し)

第134条 旅客は、旅行開始前に団体券又は貸切券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前にこれを駅に差出したときに限って既に支払った団体旅

客運賃又は貸切旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客には乗車券1枚につき別に定める手数料(保証金を充当して発行したものについては保証金の額に相当する額。)を支払うものとする。

- 2 団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払戻すことができる。

【細則 第70条】

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第135条** 旅客は、普通券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合は、旅客運賃の払戻しを請求することができない。
- 2 往復券等の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第132条の規定を適用する。

(継続乗車中の旅客に対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

- 第136条** 第75条の規定によって継続乗車中の旅客が旅行を中止した場合の不乗区間に対しては、旅客運賃の払戻しをしない。

(不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

- 第137条** 旅客は、第70条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは旅客運賃の払戻しを請求することができない。
- (1) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始したとき。
 - (2) 同区間内の途中駅で下車した後に、前途の駅から任意に乗車したとき。

(定期券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第138条** 旅客は、定期券の使用を開始した後その定期券が不要となった

場合は、通用期間内であるときに限って、これを最寄りの定期券発行駅に差出して、既に支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券1枚につき別に定める手数料を支払うものとする。

- 2 定期券について、前項の払戻しを請求する場合は第133条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の計算については、払戻し請求の当日は経過日数に算入し、また1箇月未満の経過日数は1か月として計算する。
- 4 第1項の定期券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃。
 - (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額。
 - (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額。
 - (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

(回数券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第139条 旅客は、回数券の使用を開始した後その回数券が不要となった場合は、通用期間内であるときに限って、これを最寄りの回数券発行駅に差出して、既に支払った回数旅客運賃から使用した券片枚数に相当する普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券1冊につき別に定める手数料を支払うものとする。

(旅行中止による通用期間の延長及び旅客運賃の払戻し)

第140条 旅客は、旅行開始後次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、1回に限って第

145 条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、乗車券 1 枚につき別に定める手数料を支払うものとする。

(1) 傷い、疾病等により旅行を中止したとき。

(2) 司法権又は国会からの喚問その他これに類する行政権の発動によって旅行を中止したとき。

- 2 前項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。
- 3 定期券、回数券、団体券又は貸切券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。
- 4 定期券について、同条第 1 項の払戻しを請求する場合は第 133 条第 2 項の規定を準用する。

【細則 第 71 条、第 73 条、第 75 条】

(傷い、疾病等の場合の証明)

第 141 条 旅客が前条の規定により通用期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(通用期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例)

第 142 条 発行当日限り通用の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗遅れた場合は、直ちにその乗車券を係員に呈示して通用期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、その翌日までの通用期間を延長するか又は別に定める手数料を収受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。

【細則 第 90 条】

第 5 款 運行不能および遅延

(列車の運行不能又は遅延の場合の取扱い方)

第 143 条 旅客（定期券を使用する場合を除く。）は、旅行開始後、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 145 条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、第 146 条の規定による無賃送還又は旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取扱いを請求することができない。

- (1) 列車が運行不能となったとき。
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から 2 時間以上にわたって目的地へ出発する列車に接続を欠いたとき又は欠くことが確実であるとき若しくは着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。
- (3) 第 161 条の第 2 項の規定により手回り品の内容の点検若しくは同条第 3 項の規定による協力に応じたことにより列車に乗車することができなかつたとき

【細則 第 73 条、第 77 条～第 81 条】

(旅行中止による割引旅客運賃の払戻し)

第 144 条 前条の規定により旅行を中止した場合に、原券が割引の乗車券であるときは、既に乗車した区間に対する旅客運賃を割引条件の内容にかかわらず割引の旅客運賃によって計算する。

(乗車券通用期間延長の取扱い方)

第 145 条 乗車券の通用期間の延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の通用期間の延長を請求しようとするときは、関係

の駅に申出るものとする。

(2) 通用期間の延長は次の期間とし、旅客はこの期間内に旅行を継続するものとする。

(a) 第 140 条各号の場合は、30 日以内。

(b) 第 143 条第 1 号の場合は、開通の日から 5 日以内。

(c) 第 143 条第 2 号の場合は、1 日。

(無賃送還の取扱い方)

第 146 条 旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅まで又は乗車駅証明書若しくは整理券の発行駅までとする。

(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

(3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(4) 旅客が第 2 号により指定した列車に乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号によって旅客運賃の払戻しをする。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に收受した旅客運賃の全額。ただし、旅客がその券片を使用して途中下車していた場合は、既に收受した旅客運賃からその発駅と最終途中下車駅間に対する普通旅客運賃（原券が割引の乗車券であるときは、割引の旅客運賃。）を差引いた残額。

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときは、既に收受した旅客運賃から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間の普通旅客運賃を差引いた残額。ただし、無賃送還区間内の駅でその券片を使用して途中下車した場合は、前号ただし書に

よる額。

- 3** 第1項の無賃送還を行なった場合に、回数券を使用する旅客は、その券片をその後1回に限りその券面表示事項に従って使用することができる。

【細則 第73条、第82条、第83条】

(運行不能の場合の旅客運賃の払戻し駅)

第147条 第143条、第146条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しを請求するものとする。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けられない旅客は、旅行中止駅。
- (2) 無賃送還の取扱いを受けられる旅客は、送還を終えた駅。

(運行不能区間の旅客運賃の払戻し)

第148条 列車が運行不能となった場合で、その発生前に購求した乗車券によって旅行する旅客（定期券又は回数券を使用する場合を除く。）が、不通区間を任意に当社線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に前途の駅から乗継ぎをするときは、係員にその旨を申出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後その証明書を添えて差出し、その不通区間に対する旅客運賃の払戻しを請求することができる。

【細則 第84条】

(運行休止の場合の通用期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第149条 定期券又は回数券を使用する旅客は、列車が運行休止のため引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅（定期券にあっては発行駅）に差出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払戻しを請求することができる。

- (1) 定期券については、使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期券と同一の種類及び期間による定

期旅客運賃を通用日数（通用期間が1か月のもものは30日、3か月のもものは90日、6か月のもものは180日とする。）で除した額（1円未満のは数は、1円単位に切り上げる。）に休止日数を乗じては数計算した額。

(2) 回数券については、回数旅客運賃をその回数券の総券片で除した額（1円未満のは数は、1円単位に切り上げる。）に残余の券片数を乗じては数計算した額。

- 2 定期券について前項の、払戻しを請求する場合は第133条第2項の規定を準用する。

【細則 第87条、第88条】

第6款 誤乗及び誤購求

（誤乗区間の無賃送還）

第150条 旅客（定期券又は回数券を使用される場合を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限り、最近の列車によってその誤乗区間について無賃送還の取扱いをすることができる。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別途旅客運賃を収受しないことができる。

【細則 第91条、第92条】

（誤乗区間無賃送還の取扱い方）

第151条 前条の規定による無賃送還の取扱い中は、途中下車の取扱いをしない。

- 2 旅客が無賃送還中に途中駅で下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対してそれぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券誤購求の場合の取扱い方)

第 152 条 旅客が、誤ってその希望するものと異なった着駅の乗車券を購求した場合であって購求駅の係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。この場合、手数料は収受しない。

【細則 第 93 条、第 94 条】

第 8 章 入 場 券

(入場券の発売)

第 153 条 乗車以外の目的で駅に入場しようとする際は、駅長が特に認めた場合を除き、入場券を購求しこれを所持していなければならない。ただし、6 歳以上の入場券所持者が随伴する 6 歳未満の者 2 人までについては、この限りでない。また、当該駅が駅員無配置である場合は除く。

(入場券料金)

第 154 条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 160 円

小児 80 円

(入場券の効力)

第 155 条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第 156 条 入場券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項を塗消し又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (4) 偽造の入場券を使用して入場したとき。
- (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

第 157 条 削除

(入場券の改札及び引渡し)

第 158 条 旅客は、入場の際にこれを係員に呈示して入鋏を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたとき又はその効力を失ったときは、係員に引渡すものとする。

(無札入場者)

第 159 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 156 条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 154 条の規定による普通入場料金を収受することができる。

(入場料金の払戻し)

第 160 条 第 6 条の規定により入場券の使用を制限し又は停止した場合は、普通入場券を所持される旅客にあっては、入場料金額の払戻しを請求することができる。

第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第161条 旅客は、第162条又は第163条の規定により、その携行する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する物品は、車内に持込むことができない。

- (1) 別表『危険品』に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）。
- (4) 死体。
- (5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第163条第2項の規定により持ち込むことができる動物及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に定める補助犬を除く。）
- (6) 不潔又は臭気若しくは騒音等のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれのあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれのあるもの。

(注) 別表『危険品』に定める適用除外の物品及び第2号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

- 2 旅客が、前項ただし書き第1号又は前項ただし書き第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立合いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できない場合(第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合

に限る。)旅客は第 143 条の取り扱いを請求することができる。

- 5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

【細則 第 96 条、第 97 条】

(無料手回り品)

第 162 条 旅客は、第 161 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の 1 に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

- 4 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持込むことができる。
- 5 旅客は、当社が別に定めた日付、時間帯及び区間においては、前各号の規定にかかわらず自転車を持込むことができる。

【細則 第98条】

(有料手回り品及び手回り品料金)

第163条 旅客は、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、手回り品料金を支払って車内に持込むことができる。

(1) 長さ70センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅および高さの和が、90センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

(2) 容器に収納した重量が10kg以内のもの。

2 手回り品料金は、旅客の1回のご乗車ごとに別表の料金とする。

第164条 前条の規定により手回り品料金を支払って有料手回り品を車内に持込む旅客に対しては、手回り品切符を交付する。ただし、駅員無配置駅の場合は、直接料金を収受する。

2 削除

3 連絡乗車券に付属する場合は特別補充券にて発行する。

(手回り品切符の使用条件)

第 165 条 手回り品切符は、切符に表示された条件に従ってその有料手回り品を車内に持込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車したときはその効力を失う。

2 手回り品切符は、有料手回り品を持込む際又は係員から請求がある際は、これを呈示しなければならない。

3 手回り品切符は、途中下車又は下車の際には、これを係員に引渡さなければならない。

【細則 第 100 条】

(持込禁制品又は制限外手回り品を持込んだ場合の処置)

第 166 条 旅客が、第 161 条第 1 項ただし書の規定による車内に持込むことのできない物品又は第 162 条の規定による持込制限を超える物品を、当社の承認を得ないで車内に持込んだ場合及び持込もうとした場合は、旅客を最近の駅に下車させ、且つ、使用した乗車券は前途無効とし、次の各号により手回り品料金及び増料金を収受することができる。

(1) 第 161 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持込んだとき。

第 163 条第 3 項の規定による手回り品料金及びその 10 倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した増料金を合わせて収受する。

イ 火薬類	1 kg につき	1,000 円
ロ その他危険品	同 上	300 円

(2) 前号のほか、車内に持込むことのできない物品を持込んだとき。

第 163 条第 3 項の規定による手回り品料金及びその 2 倍の増料金。

2 前項の規定は、着駅において持込みの事実を発見した場合に準用する。

【細則 第 102 条、第 103 条】

(旅客輸送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 167 条 旅客輸送の伴わない物品を手回り品のように装うなどの手段により物品の無賃輸送を図った場合は、直ちにこれを取りおろすものとする。

(手回り品の保管)

第 168 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

別 表

危 險 品

品目 番号	危 険 品 の 品 目	適 用 除 外 の 物 品
1	火薬類 (1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空砲、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に挙げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器、荷造ともの重量が1キログラム以内のもの。 (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。 (3) 銃用実包又は銃用空砲で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの。
2	高圧ガス (1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン-12、フロン-22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に挙げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの。
3	マッチと軽火工品 (1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう）、冷始動発熱筒、始発筒その他	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器、荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せんで、実重量が500グラム以内のもの。

		の軽火工品	(5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。
4	油紙、油布類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造との重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールター軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルブロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等） (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾール） (3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く）で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルロース、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品は容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰、（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む）、弗化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。

9	酸化腐し しよく 剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
10	揮散性 毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロロピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮発性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器、荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性 物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
12	セルロ イド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの。

備考

この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を表すもので、容器、荷造等の重量は含まない。